

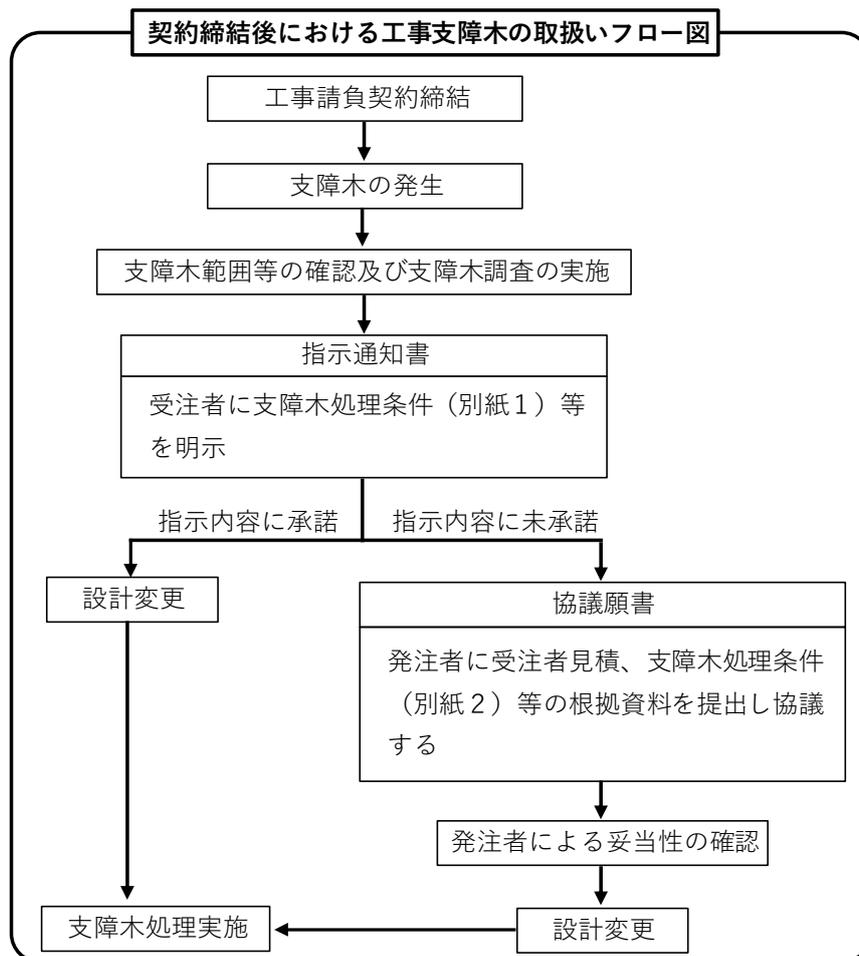
森林整備保全事業に係る工事支障木の取扱いについて

森林整備保全事業に係る工事で発生する工事支障木(以下「支障木」という。)については、その状態から、明らかに販売の対象にならない、少量で販売が見込めない、工事の発注スケジュールとの関係上販売が困難である等、立木販売による処分ができない場合、支障木処理費を請負工事費に計上することとしています。

発注時点での支障木の有無や処理状況については、現場説明書においてお知らせしているところですが、任意仮設等に伴う支障木については、発注時点で把握することが困難な場合もあることから、工事請負契約後、支障木の数量が確定した段階で、発注者から支障木処理条件(別紙1)及び概算金額を指示しますので、この内容で承諾される場合は、設計変更の手続きを行い請負工事費に計上することとします。

なお、発注者が指示した支障木処理条件や概算金額が現場条件等から乖離しており施工が困難である場合には、支障木処理に係る受注者見積、処理条件(別紙2)等の根拠資料により協議していただき、発注者が妥当と判断した場合は、その見積り価格(実勢価格)にて設計変更の手続きを行い請負工事費に計上することとします。このため、協議に当たっては、現場条件等を踏まえた具体的な処理条件を明記し提出願います。

また、支障木の伐採集積に要する期間については、工期変更の対象となりますので必要に応じ協議願います。



中部森林管理局 計画保全部 治山課
森林整備部 森林整備課

別紙1（発注者指示例）

工事支障木処理内容

本工事で見込んでいる支障木の処理条件は以下のとおりです。

名 称	規格寸法	数 量	積算単価	備 考
支障木処理費 ・伐倒 ・枝払い ・玉切り ・木寄せ ・集積	チェーンソー 樹種:〇〇ほか 本数:〇〇本 胸高直径 〇〇~〇〇cm (平均〇〇cm) 樹高 〇〇~〇〇m (平均〇〇m) 玉切り材長 〇m 人力木寄せ〇〇m程度	〇〇.〇〇m ³	〇〇〇円/m ³	
集材	車両系、架線系等 運搬距離〇〇m 集材場所〇〇	〇〇.〇〇m ³	〇〇〇円/m ³	

- ・記載されている数量は立木材積である。
- ・処理費は支障木の処理作業に直接必要な費用のみであり、間接的な経費は含まない。
- ・間接工事費は該当する工事費から、間接工事費の率により計上する。
- ・積算単価には機械運搬費は含まない。
- ・伐採木等の集積は、滑落や増水時に流出しないよう適切な処理を講じること。
- ・集材作業は必要がある場合に計上するものとする。

別紙2（受注者協議例）

※記載例であり、現地条件に応じた内容を記載する。

見積書に見込んでいる支障木の処理条件は以下のとおりです。

名 称	規格寸法	数 量	見積り単価	備 考
伐倒処理費 ・伐倒 ・枝払い ・玉切り ・木寄せ ・集積	チェーンソー 樹種:〇〇ほか 本数:〇〇本 胸高直径 〇〇~〇〇cm (平均〇〇cm) 樹高 〇〇~〇〇m (平均〇〇m) 玉切り材長 〇m 人力木寄せ〇〇m程度	〇〇.〇〇m ³	□□□円/m ³	
集材	車両系、架線系等 運搬距離〇〇m 集材場所〇〇	〇〇.〇〇m ³	□□□円/m ³	

- ・数量は立木材積である。
- ・処理費は支障木の処理作業に直接必要な費用のみであり、間接的な経費は含まない。
- ・見積り単価には機械運搬費は含まない。
- ・発注者が指示した作業内容等と異なる場合は、その根拠資料を添付すること。
- ・集材は発注者が指示した場合に記載すること。